

犬山市青少年センターの設置及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市青少年センター（以下「青少年センター」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 青少年の非行を防止するとともに、社会生活を営む上で困難を有する青少年を支援し、その健全な育成を図るため、青少年センターを犬山市大字犬山字東畑36番地に設置する。

(業務)

第3条 青少年センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年の相談に関すること。
- (2) 青少年を取り巻く有害環境の浄化に関すること。
- (3) 青少年の非行の防止に関すること。
- (4) 青少年の指導に関すること。
- (5) 関係機関との連携及び協力に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に必要な事項に関すること。

(開館時間及び休業日)

第4条 青少年センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 青少年センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず開館時間及び休業日を変更することができる。

(職員)

第5条 青少年センターに、所長その他必要な職員を置く。

(運営協議会)

第6条 青少年センターの運営を円滑に行うため、犬山市附属機関設置条例(平成29年条例第36号)第2条の規定に基づく犬山市青少年センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の委員は、犬山市青少年問題協議会条例(昭和29年条例第48号)に定める犬山市青少年問題協議会の委員をもって充て、定例に会議を開催する。

(会長及び副会長)

第7条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
(招集及び議事)

第8条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(青少年健全育成推進員)

第9条 青少年を取り巻く有害環境の発見及び青少年の街頭指導を行うため、犬山市青少年健全育成推進員（以下「推進員」という。）を置く。

- 2 推進員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護司
- (2) 主任児童委員
- (3) P T A連絡協議会の委員
- (4) 小学校、中学校及び高等学校の生徒指導担当者

- 3 推進員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 4 推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 推進員は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(推進員証)

第10条 推進員は、街頭指導を行うときは、犬山市青少年健全育成推進員証（様式第1）を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 推進員は、有害環境の発見及び街頭指導を行ったときは、活動日報（様式第2）及び指導票（様式第3）を所長に提出するものとする。

(関係書類の整備)

第11条 職員は、青少年相談簿（様式第4）を備え、青少年の相談の概要を記録しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

様式第1（第10条関係）

（表）

第 号
犬山市青少年健全育成推進員証
氏名
年 月 日生
上記の者は、犬山市青少年健全育成推進員であることを証明する。
年 月 日発行
犬山市教育委員会 ㊞

（裏）

注 意 事 項
1 本証は、街頭指導を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
2 本証は、請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 本証の有効期間は、発行の日から 年 月 日までとする。

様式第3 (第10条関係)

指 導 票

犬山市青少年センター

青 少 年	氏 名			性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日	生 歳		
	住 所	【自宅・住込・寮・下宿・アパート】 電話			
	学 校 名 又 は 勤 務 先	電話			
保 護 者	氏 名		青少年との続柄		
日 時	月 日 (曜日) 時 分 ころ				
場 所					
行 為	1 凶器所持 ()	8 金品持出し (円)	15 不良団加盟		
	2 乱暴	9 金銭乱費 (円)	16 盛り場はいかい		
	3 けんか	10 婦女いたずら	17 不健全娯楽		
	4 たかり	11 不純異性交遊	18 深夜はいかい (時ごろ)		
	5 家出	12 飲酒	19 薬物乱用		
	6 怠学	13 喫煙	20 その他		
	7 怠業	14 不良交遊	()		
特 事 記 項 指 導 事 由 共 同 行 為 者 参 考 事 項					
推 進 員 氏 名					

様式第4（第11条関係）

青少年相談簿

		統計	月 号
受理日・時間	年 月 日()午前・午後 時 分 ~ 約 分間		
相談者	職業・学校名		
	氏 名	男・女	
(来訪・電話)	生 年 月 日	年 月 日生(歳)	
	住 所		
対象者 青少年	職業・学校名		
	氏 名	男・女	
	生 年 月 日	年 月 日生(歳)	
	住 所		
相談内容の概要	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>		
<input type="checkbox"/> 家出 <input type="checkbox"/> 異性 <input type="checkbox"/> 学友 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 性 <input type="checkbox"/> 被害 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> しつけ <input type="checkbox"/> 家庭 <input type="checkbox"/> 仕事 <input type="checkbox"/> 性格 <input type="checkbox"/> その他			
措置及び助言			
受理者			

附則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。